

秋田県告示第98号

秋田県立総合射撃場条例（平成7年秋田県条例第41号）第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立総合射撃場（ライフル射撃場）の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立総合射撃場（ライフル射撃場）の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 ライフル射撃場

区 分	使用の単位	利用料金の額
中学校生徒	1射座1時間につき	130円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生		190円
一般		260円

備考

- この表における「中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 使用の時間が1時間未満であるとき又は当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。

2 総合射撃場の施設（前号に規定するものを除く。）の利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
建物の使用に係るもの	1平方メートルにつき1年	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額
土地の使用に係るもの		1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額

備考

- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 土地の使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。
- 土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料金の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- この表（備考6を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。
- 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。